

**差止請求権の行使に関する訴訟その他の手続の概要及び結果の記録**

<p>1. 案件名（案件管理番号）：B0003                  ファビウス株式会社（旧メディアハーツ株式会社）に対する差止請求訴訟</p>	
<p>2. 訴え提起等の相手方である事業者等の氏名又は名称：                  ファビウス株式会社（旧メディアハーツ株式会社）</p>	
<p>3. 事案の概要及び主な争点：</p> <p>①事案の概要：ファビウス株式会社（旧メディアハーツ株式会社）は「FABIUS」の名称を用い、ウェブページにおいて広告を行っている株式会社である。この広告表示について、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という。）に基づく差止めをを求める訴訟。</p> <p>②主な争点：                  景品表示法第 30 条第 1 項第 2 号は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をするおそれがあるときは、適格消費者団体は、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防、有利誤認表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる」と規定する。                  定期購入についての表示を問題としています。すなわち、当該通販事業者は、4 か月の定期購入で青汁を販売していますが（代金 1 万 1 0 7 0 円）、代金支払い義務は 1 か月ごとに支払期限が到来し、第 1 回目の支払代金について「6 3 0 円（8 4 % オフ）」などと強調表示して販売していました。しかし、この契約は代金 1 万 1 0 7 0 円の契約であるため、その代金の分割払い金にすぎない 6 3 0 円（6 3 0 円は 1 万 1 0 7 0 円を 4 で除した金額でもない）の低額性を強調して表示することは、消費者に不当に安いと誤認させるものと言えます。</p>	
<p>4. 法的手続の種類：</p>	
<p>①具体的な手続（該当するものに○）：                  ○訴訟　調停　仲裁　和解                  強制執行　仮処分命令の申立て                  その他：( )</p>	<p>②当団体の地位（該当するものに○）：                  ○原告（申立人）　被告（被申立人）                  その他：( )</p>